

自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務委託 仕様書

1. 業務名

自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

3. 業務目的

本業務は、和光市における自動運転サービスの実現に向け、自動運転システムの制御調整を行い、和光市が指定するルートを実証走行可能にするとともに、運転士のトレーニングを通じて安全性を確保し、実証実験で得られた課題の検証・改善を進めながら将来の自動運転レベル 4 実装に資するデータ等を取得することを目的とする。

4. 業務スケジュール

本業務における 3 期社会実証の実施に向けたスケジュールは以下のとおり。なお、状況により変更となる場合がある。

令和 7 年 11 月 和光市レベル 4 モビリティ・地域コミッティの開催

3 期社会実証試乗予約の開始

市民説明会の開催

12 月 大型 EV 自動運転バスの購入

自動運転車両の調律及び運転士トレーニング

令和 8 年 1 月 3 期社会実証開始

アンケート調査の開始

2 月 3 期社会実証終了

和光市レベル 4 モビリティ・地域コミッティの開催

5. 業務内容

(1) 自動運転システム調整

別紙に指定する走行ルートを大型 EV 自動運転バス（自動運転レベル 2）で社会実証走行するため、自動運転システムの性能の最適化に向けた、以下の項目について調整を行う。本実証実験における自動運転率の平均は 95.21%以上であることを目標とする。

なお、調整にあたっては、和光市が提供する 3 次元電子地図を搭載し、走行ルートの詳細や自動運転の動作については和光市と協議の上、決定する。

※自動運転率：自動運転走行実走距離÷自動運転走行設定距離×100

ア 走行経路調整

高精度 3 次元地図を用いたスキャンマッチングや全地球測位システム（GNSS）をはじめと

する複数の測位システムを統合し、車両の正確な自己位置推定と最適な経路計画を策定する。

イ 環境認識性能調整

カメラ、LiDAR、レーダーなどの車載センサーの設定および認識アルゴリズムを調整し、検出対象に応じた適切な回避、減速、停止といった車両制御を正確に実行できるように調整する。

ウ 車両乗り心地調整

車両の加速、減速、旋回時の重力加速度（G）の変化が試乗者及び運転補助員に不快感を与えないよう、車両制御パラメータの最適化を行う。自動運転走行の快適性については、2期社会実証の結果と同等以上となるように調整するものとする。なお、本業務とは別に実施するアンケート調査によって効果測定を行う。

エ 交通流動対応性向上

実交通環境下での渋滞時の走行や割り込み車両への対応といったシナリオにおける走行挙動を最適化し、交通状況に応じた適切な判断および車両制御を可能にする。

オ 安全性検証および機能改善

走行調整を反復実施し、様々なリスクシナリオに対するシステムの安全性を検証する。自動運転走行の安全性については、2期社会実証の結果と同等以上となるように機能改善するものとする。なお、本業務とは別に実施するアンケート調査によって効果測定を行う。

カ 運転士トレーニング

社会実証における自動運転車両の運転士に対し、車両の運用方法、システム機能、緊急時の対応等に関する専門的なトレーニングを実施する。トレーニングは座学によるシステム理解と、実車両を用いた実践的な指導を含むものとし、実施計画を作成する。

(2) 社会実証対応

実証走行の期間は令和8年1月21日から2月18日までの平日とし、この期間中、受託者は車両に同乗し、試乗者に対して自動運転システムの機能や特性について説明を行う。また、事前に設定した検証事項を検証し、得られた課題等について評価・分析を行う。

主な検証内容は以下の内容とし、必要に応じて項目を加える。

ア 手動介入・強制介入回数及び要因

イ 自動運転走行時の快適性・安全性及び立ち乗りの実現性

ウ インフラ連携箇所の検討

なお、実証走行中に自動運転システムに関するトラブルが発生した場合には、まず和光市に報告し、その後トラブルの原因を特定して適切な対策を講じること。また、緊急時の対応につ

いては別途和光市と協議の上決定し、それに従うこととする。

(3) 報告書・説明資料の作成

実証実験で得られたデータをまとめ、前項ア〜ウで得られた課題の検証、分析、評価結果を含む報告書を作成する。なお、報告書の内容については、社会実証走行開始前までに和光市と協議の上、決定すること。

(4) 打合せ協議

実務実施における打合せ協議を適宜実施し、議事録を作成する。

6. 成果品

- (1) 報告書 電子データと紙 一式
- (2) 説明資料 電子データと紙 一式

7. 著作権

成果品の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、和光市に帰属するものとする。受託者は、成果品等の使用については和光市の承諾を得ることとする。

8. 個人情報等の保護

個人情報、法人等に関する情報を取り扱うに際しては、個人、法人等の権利利益を侵害することのないようにすること。また、業務終了後は、保管している個人情報・法人情報等をシュレッダー等で破棄し、電子データは復元不可能となるよう消去すること。

9. その他

- (1) 和光市は受託者に対し、本業務の履行にあたり、必要となる関連資料を貸与するものとする。また、貸与された資料については、管理に十分留意するとともに、本業務終了後、速やかに返却すること。
- (2) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他調査等によする費用は受託者の負担とする。
- (3) 業務が完了し、成果品の引き渡し前に検査を行う。検査において、内容に不備や不完全等が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。また、成果品の検査完了後も、成果品に明らかに受託者の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。
- (4) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た情報を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、和光市と受託者双方協議の上で定める。

3 期社会実証における走行ルート

